委員会報告第１６号

令和７年度決算審査特別委員会報告書

令和８年９月９日第３回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和７年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和　８　年　９　月２４日

七飯町議会議長　木　下　　敏　　様

令和７年度決算審査特別委員会
委員長　田　村　敏　郎

記

１　事件名

（１）認定第１号　令和７年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
（２）認定第２号　令和７年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（３）認定第３号　令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（４）認定第４号　令和７年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（５）認定第５号　令和７年度七飯町水道事業会計決算認定について
（６）認定第６号　令和７年度七飯町下水道事業会計決算認定について

２　審査の経過

令和８年９月９日、１０日、１１日、１４日、１５日、１７日、２４日の７日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、教育長、教育監、統括監、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行った。

３　審査の結果

（１）認定第１号　令和７年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		15,106,151,082
２．歳　　出　　総　　額		14,958,448,562
３．歳　入　歳　出　差　引　額		147,702,520
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	16,620,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	16,620,000
５．実　　質　　収　　支　　額		131,082,520
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 15,106,151,082 円、歳出総額は 14,958,448,562 円で、歳入歳出差引額は 147,702,520 円となり、翌年度へ繰越すべき財源 16,620,000 円を差し引いた実質収支額は 131,082,520 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額 132,576,106 円を差し引いた単年度収支額は 1,493,586 円の赤字であるが、これに財政調整基金への積立金 171,954,000 円、町債の繰上償還金 108,392,000 円を加え、財政調整基金取崩額 69,954,000 円を差し引いた実質単年度収支額は 208,898,414 円の黒字である。

町長への総括質疑及び答弁は以下のとおりである。

質問１：令和７年度決算参考資料において、基金残高及び町債残高の推移について掲載されているがその見解について伺いたい。

答弁１：基金残高につきましては、前年度の令和６年度から２億３，３５３万４千円増加し、総額２６億４，４７８万３千円となっており、平成１８年度以降、最も少ない基金残高であった平成３０年度末の１３億１，４３０万４千円に対し、ほぼ２倍の増加となっている状況でございます。中でも財政調整基金については、平成３０年度当時の６億８００万円から１３億７千万円の２．２５倍に達しており、着実に財政構造の改善が図られている状況でございます。

また町債現在高についても 前年度から２億８，８９３万３千円増加し、総額１１９億８，７６０万８千円となりましたが、過去最大額であった令和元年度末の１４０億６，４９９万３千円に対し、２０億７，７３８万５千円減少し、財政健全化へ一定の成果があらわれている状況にございます。

令和７年度会計の基金残高及び町債現在高については、確実に改善方向に進んでおり、この間の取組として、令和３年度から令和７年度の財政運営については、今後迎える公共施設の老朽化対策に備えるため、第６次行財政改革大綱に定めた改革項目を着実に推進し、歳出経費の削減や大型建設事業の抑制、公共施設の統廃合などを進めてきたところでございます。

また、歳入についても、地方交付税の追加交付額などを計画的に割り振り、次年度を見越した基金への積み増しや、交付税算入のない起債事業の取りやめなど、後年度の財政負担を考慮した財政運営に努めてきたところでございます。

私としてはある程度、財政健全化への基盤が整いつつあるように感じているところでございますが、不測の事態に対応するにはまだまだ不十分な状況であるとも感じているところでございます。

今後も引き続き、町財政の規律を確保しながら、有利な補助事業の採択や起債事業を有効活用し、町税や地方交付税が増収・増額となった場合は積極的に基金に積み立て、また、歳出経費の削減や見直しにより余剰資金が発生する場合は、町債の繰上償還を検討するなど、これまでと同様に、計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

質問２：中学校管理運営費電気料について、１千万円以上の不用額が発生しているが事務処理は適切であったのか。

答弁２：中学校の電気料につきましては、ある程度の余裕を持ち予算計上しており、また発電所に係る燃料の高騰や天候の寒暖などから電気料が不安定な１年でございました。３月定例会における整理予算での減額補正を７年度は行ってないということでございます。結果として、電気料の中で七飯中学校の電気暖房の使用料金が、長寿命化工事により暖房システムが更新され、昨年度よりも請求額が低くなる状況もあり、多額の不用額が発生してしまいました。

決算見込みの整理段階において、今後はこれまで以上に、担当課長、担当係長による二重チェック機能を徹底させるとともに、町の予算執行は町民の皆様の大切な税金が基になっているということを再認識させるためにも、私からも各課・全課含めて経常経費、電気料など、適切な予算額の確保と整理を指導してまいります。

質問３：藤城小学校グラウンド擁壁補修詳細設計委託料に関し、地質調査業務約７３６万円、測量業務約２３５万円については工法を変更しても業務結果を活用できるとの説明であったが、工法を変更した場合には設計業務約４１３万円は無駄になることが判明した。予算化する前に工事詳細の説明をしていれば避けられたことであるが、どのように考えるか。

答弁３：藤城小学校のグラウンド擁壁補修詳細設計委託につきまして、地質調査の結果、軟弱な地盤が確認され、４つの工法について選定比較検討を行い、最終的に町としては、既存の底盤を残したまま施工が可能になることから、テラセル擁壁を採用しました。

２回の住民説明会を経て、令和８年４月２８日開催の民生文教常任委員会に比較検討と、テラセル擁壁工法の採用について情報提供を行い、本年第２回定例会政策予算として上程いたしましたが、予算特別委員会報告のとおり「現地の安全性は確保されており早期に補修する緊急性はない状態」ということから、修正可決に至っております。傾倒している擁壁については、現在のところ進行は見られず、今後も経過を観察してまいります。

また、ご質問の中で「設計業務の４１３万円は無駄になることが判明」ということにつきましては、現在、町の考え方として、令和８年第２回定例会、予算特別委員会報告書に「施工方法のテラセル擁壁について、今後の維持管理を考慮した中で再設計が必要」という指摘・報告も受けましたが、グラウンド外構整備については、既存の底盤を残したままの施工が可能である。使用する部材が少ない。狭小な現場に向いている。施工方法が展開・充填・転圧の繰返し作業のため、施工期間の短縮が可能。 などの理由から テラセル擁壁工法が最適な施工方法と考えておりまして、設計業務費が無駄になっているという認識は現在のところ持っておりません。

なお、今後も擁壁傾倒具合の確認を継続し、必要に応じて議員の皆様に情報提供をしていきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

質問４：当初予算ではいじめ問題対策連絡協議会委員報酬７万１千円、いじめ防止等対策推進委員会委員報酬３万６千円を計上しているが決算では記載はなく、実施していないことが確認された。

いじめ件数は小学校２７件、中学校１０件、合計３７件発生していると説明があったがそのような状況だからこそ上記協議会、委員会を開催して対策を取るべきであるが、どのように考えるか。

答弁４：いじめ問題につきましては様々な状況が想定され、始まりは小さな問題であっても、それが大きな問題につながる可能性もあり、個々に応じたきめ細やかで多角的な対応が求められているところでございます。

いじめの未然防止、早期発見及び早期対策は、学校教育において非常に重要であることから、ご指摘のとおり今後速やかに協議会及び委員会を設置し、運営してまいりますので、ご理解頂きたいとお願い申し上げます。

質問５：スクールロイヤー制度関係報償費３万３千円については、教育現場でいじめ問題等トラブルに対応するものであり、学校現場が安心して活用しやすい環境を整備する必要性があると思うがどう考えるか。

答弁５：スクールロイヤー制度に関しましては、学校における外部からの執拗な苦情や過剰な要求などのトラブルなどについて、弁護士からの法的な助言を受けるものでございます。担当課長からも説明があったとおり、昨年度につきましては、学校からの申し出による活用はございませんでしたが、トラブルが発生した際の初期対応に万全を期し、事態の重大化、長期化を防ぎ、早期解決を図るためにも、町立学校に制度の積極的な活用を促してまいりますので、ご理解頂きたいと思います。しっかりと活用して行きたいと考えております。

制度としては北海道教育委員会による、学校における法務相談支援事業によるものと、七飯町で予算化しているものの２種類があります。北海道については理由を記載して申請、そして弁護士への相談まで時間がかかりますが、教育現場に精通した専門性の高い対応・回答を得ることが出来ます。令和６年度に小学校で利用実績が１件あり、七飯町については、渡島町村会経由もしくは市井で活動する弁護士の対応になるため、時間的には比較的短時間での対応が可能でありますが、専門性については弁護士選定に留意を払う必要があります。令和７年度は小学校で発生したいじめ問題にかかる開示請求の法的助言を得るために学校教育課で利用しております。

質問６：健康センター管理費について、３，１９６万２，２８０円の赤字となっており、担当課は赤字改善の意思を出しているが、町長は経営の状況が赤字でも住民の憩いの場であると改善の意欲が見られないが担当課との意思統一ができてないのではないか。

答弁６：健康センターについて、３，１９６万２，２８０円の赤字、すなわち一般財源による負担が生じていることは町としても改善すべき重要な課題であると認識しており、この点、私と担当課の間で認識の相違はございません。

本件につきましては、令和８年８月３１日の議員全員協議会において、私及び担当課長が出席し、アップル温泉の運営改善及び今後の施設のあり方についてとして、既に情報提供をさせていただいておりますが、その中で開館時間、定休日、職員配置、料金等の見直しを今後行うことにより、一般財源負担割合

を相当程度縮減できる可能性についてお示ししておりまして、これは担当課と共通の認識のもとで取りまとめたものでございますし、健康センターの運営改善について、私と担当課との間で意思統一ができていないということはございません。

健康センターは年間約９万６千人の利用があり、うち高齢者利用も多く、公共的役割を担う施設であります。私はこの役割を理由に赤字を容認しているのではなく、公共的役割と財政負担の両面を踏まえて改善を進めていくべきだと考えております。

今後は、直営改善、指定管理者制度、施設のあり方について１０年程度の中長期的な財政負担も見据えて比較検討し、また大規模修繕が必要となった場合は、施設の廃止も含めて最終的な判断につきまして、私は町長として責任を持って進めてまいりたいと考えております。

※町長への総括質疑及び答弁については１回目のみを記載しております。
項目別に２回目以降も質疑をしております。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定したが、委員会として以下の４項目において十分留意するよう望む。

①歳入面、交付税措置等の取組に関しては議会と協力し、国・道へより一層の陳情要望活動を行い財源確保に努めること。

②藤城小学校のグラウンド擁壁補修工法については、令和８年度予算審査特別委員会において関係機関との協議調整が不十分であると意見があり「施工方法のテラセル擁壁について、今後の維持管理を考慮した中で再設計が必要」との理由で修正可決されている。テラセル工法から他の工法へ変更した場合には、設計費約４１３万円が無駄になる可能性もあり、これは事前に協議調整をしっかりと行っていれば防げたことであることから、今後の町政執行においてはより慎重な行政運営をすること。

③いじめ件数については、小学校２７件、中学校１０件、合計３７件の発生が確認されたが、いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止等対策推進委員会が開催されなかったのは対応として不十分である。さらにスクールロイヤー制度の本来の活用がなされていない状況も改善する必要があり、教育現場が活用しやすい環境整備をすること。

④アップル温泉については、開館時間、定休日、職員配置、料金等の見直しを今後行うことにより赤字縮減を見込んでいるが、具体的な数値目標をもって改善に取り組むこと。

（２）認定第２号　令和７年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		3,124,843,037
２．歳　　出　　総　　額		3,081,377,599
３．歳　入　歳　出　差　引　額		43,465,438
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
５．実　　質　　収　　支　　額		43,465,438
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,124,843,037円、歳出総額は3,081,377,599円で、実質収支額は 43,465,438 円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額4,911,548円を差し引いた単年度収支額も38,553,890円の黒字となった。

また、2,969,688円の国民健康保険財政調整基金への積立を行い、基金残高は158,962,000円となっており今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（３）認定第３号　令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		551,882,003
２．歳　　出　　総　　額		541,783,796
３．歳　入　歳　出　差　引　額		10,098,207
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
５．実　　質　　収　　支　　額		10,098,207
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 551,882,003 円、歳出総額は 541,783,796 円で、実質収支額は 10,098,207 円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（４）認定第４号　令和７年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区　　分		金　　額（円）
１．歳　　入　　総　　額		3,199,570,933
２．歳　　出　　総　　額		3,076,888,843
３．歳　入　歳　出　差　引　額		122,682,090
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
５．実　　質　　収　　支　　額		122,682,090
６．実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 3,199,570,933 円、歳出総額は 3,076,888,843 円で、実質収支額は 122,682,090 円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の 9,954,700 円とな

っており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（５）認定第５号　令和７年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

総収益 570,214,953 円で前年度に比べ 96,854,302 円の増加、総費用 506,013,108 円で前年度に比べ 45,356,728 円の増加、差し引き当年度純利益は 64,201,845 円となり、前年度繰越利益剰余金 69,243,523 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 133,445,368 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 133,445,368 円から、令和８年度に減債積立金 30,000,000 円、建設改良積立金 30,000,000 円を積立した処分後の繰越利益剰余金は 73,445,368 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

（６）認定第６号　令和７年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇　決　　定　　認　　定

◇　概要及び理由

総収益765,885,616円で前年度に比べ6,573,538円の増加、総費用764,999,655円で前年度に比べ6,041,947円の増加、差し引き当年度純利益は885,961円となり、前年度繰越利益剰余金 28,099,314 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 28,985,275 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 28,985,275 円から、令和８年度に減債積立金 2,000,000 円を積立した処分後の繰越利益剰余金は 26,985,275 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。